

竜ヶ崎税務署の確定申告会場 問 竜ヶ崎税務署 ☎66-1303 ※1月中の申告相談は、電話による事前予約制です。

期間 2月1日(木)～3月15日(金)の平日 ※2月25日の日曜日は開設
受け付け…8:30～16:00、相談開始…9:00～
場所 竜ヶ崎税務署

■入場方法：以下のいずれかの方法で発行される入場整理券が必要です

- ①国税庁LINE公式アカウント(右コード)から事前発行
- ②会場で当日配布

※当日は、配布状況によって受け付けを終了する場合があります。LINEでの入場整理券の事前取得を推奨します。



■竜ヶ崎税務署の確定申告会場にお越しの方へ

- 確定申告会場では、スマホ申告を基本とした相談を行っています。
- マイナンバーカードを利用して申告する場合は、暗証番号(①数字4桁②英数字6～16桁)が分かるようにしてお越しください。
- 必要書類が不足する場合は、確定申告ができません。事前に同ページ「必要書類など」や、国税庁ホームページなどで必要書類をご確認ください。



雑損控除 個別相談、住宅借入金等特別控除(初年度) 全体説明会を開催 問 竜ヶ崎税務署 ☎66-1303

令和5年分所得税の確定申告で、雑損控除・住宅借入金等特別控除(初年度)の適用を検討している方が対象です。

雑損控除 個別相談

期日・場所 1月29日(月)・藤代公民館
持ち物 災害・盗難・横領で被害を受けた資産に関する、以下の内容が分かるもの▶取得時期・価格(建物の請負契約書など)※価格が分からない場合は、面積(固定資産税通知書など)▶取り壊し・除去・修繕費用(請求書、領収証など)▶保険金の金額(保険金の支払い通知など)▶り災証明書※交付を受けた場合のみ

※必要書類などの要件を満たした場合、申告書の作成まで受け付けできる場合があります。

住宅借入金等特別控除 全体説明会

期日・場所 2月5日(月)・取手庁舎3階301会議室
持ち物 ▶住宅・土地の売買契約書(写し)や工事請負契約書(写し)▶住宅・土地の登記事項証明書(原本)▶住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書▶交付を受けた補助金などの額を証明する書類など

※持ち物は、適用する種類で異なるため、国税庁ホームページでご確認ください。また、住宅取得資金に係る贈与税の特例を受ける方は、受け付けできません。

時間 9:30～11:30、13:30～15:30
定員 各先着50人程度
持ち物 マイナンバーカード(暗証番号が分かるようにしてお越しください)、令和5年分の収入の分かる書類(源泉徴収票など)、所得控除の分かる書類(社会保険料控除など)、スマートフォン

共通事項

必要書類など 問 所得税の確定申告…竜ヶ崎税務署 ☎66-1303、市・県民税の申告…市課税課 ☎内線1243

申告内容によって必要書類などは異なります。所得税の還付申告の場合は、振込先金融機関の口座番号が分かるものがが必要です。

区分	内容
所得金額を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ●給与所得や公的年金などの源泉徴収票(原本) ●個人年金の支払通知(収入金額と必要経費が記載されているもの)、報酬の支払調書 ●事前作成済みの収支内訳書(事業所得や不動産所得がある方は収入と経費が分かるもの)
各種控除を受けるために必要な証明書・書類	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額通知書 ●社会保険料(国民年金保険料など)控除証明書 ●生命保険料・地震保険料・(旧)長期損害保険料の控除証明書 ●医療費控除の明細書※領収書での受け付けはできません。 ●セルフメディケーション税制の明細書※領収書での受け付けや、医療費控除との併用はできません。 ●寄附金の受領証 ●その他参考となるもの(身体障害者手帳など)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●税務署や市役所から送付された書類(申告用紙やお知らせの通知など) ●個人番号(マイナンバー)の分かるものと本人確認書類(運転免許証・源泉徴収票など)



医療費控除の明細書などは必ず事前作成をお願いします

以下の書類は、必ず事前に作成の上持参してください。作成していない場合は、相談・受け付けができません。

- 医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書
 - 営業・農業・不動産などの収支内訳書
- ※収支内訳書の作成に関する相談は受けられません。ご了承ください。

令和5年分の申告で使用する書類の発送

申告の際に、各種控除を受けるために必要な通知書や、所得金額を証明する書類などを発送します。

国保・後期・介護 納付済額通知書 社会保険料控除

問 国民健康保険税…国保年金課 ☎内線1364、後期高齢者医療保険料…国保年金課 ☎内線1368、介護保険料…高齢福祉課 ☎内線1324、年金…土浦年金事務所 ☎029-825-1170

1月25日(木)に、令和5年分国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額通知書を発送予定です。社会保険料控除を受ける際に、資料として使用できます。

対象 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を次の方法で納めた方
▶納付書・口座振替・スマートフォン決済・クレジットカード納付(普通徴収)
▶遺族年金や障害年金などの非課税年金からの天引き(特別徴収)
※非課税年金以外の年金からの天引き(特別徴収)で納めた方は、日本年金機構などの年金支払者から送られる源泉徴収票に納付済額が記載されているため、納付済額通知書は発送しません。

国保・後期 医療費通知 医療費控除

問 国民健康保険…国保年金課 ☎内線1363、後期高齢者医療保険…国保年金課 ☎内線1370

2月上旬、国民健康保険・後期高齢者医療保険加入世帯を対象に、以下の医療費通知を発送予定です。医療費控除を受ける際に、資料として使用できます。※未到着分は、領収書を基に「医療費控除の明細」を作成する必要があります。

- ▶国保：「医療費のお知らせ」(令和5年1～10月分)
- ▶後期：「医療費通知書」(5年6～10月分)※茨城県後期高齢者医療広域連合から発送されます。5年1～5月分は、9月に発送済みです。

公的年金の源泉徴収票 所得金額を証明

問 ねんきんダイヤル：0570-05-1165 (自動音声)平日…8:30～17:15(月曜日は19時まで)第2土曜日…9:30～16:00※祝日は利用できません。問い合わせの際は、年金番号の分かるものをご用意ください。

1月上旬から順次、公的年金受給者を対象に、日本年金機構から源泉徴収票を発送しています。所得金額を証明する書類として使用できます。

◆届かないとき・再交付は「ねんきんダイヤル」へ…再交付には約2週間かかります。※障害年金や遺族年金は非課税のため、源泉徴収票は発行されません。